

平成27年3月11日

衆議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣  
参議院議長 総務大臣 あて

静岡県議会議員 多家 一彦

## 介護福祉人材の確保対策の充実を求める意見書

急速な高齢化の進展等に伴い国民の福祉・介護ニーズはますます拡大し、介護関係業務に係る労働力の需要が増大する一方、生産年齢人口が減少するとともに、厳しい労働環境により他業種への人材流出等も懸念される介護職の現状において、質の高い介護サービスを安定的に提供していくためには、介護福祉人材の安定確保と質の向上、賃金水準の向上や労働環境の改善が不可欠となっている。

このような中、昨年10月、厚生労働省は福祉人材確保対策検討会において、介護福祉士を介護職の中核的存在と位置付け、介護人材の質の向上を図ることによって社会的評価を確立し、ひいては量の拡大へとつなげる好循環を生み出すこと、そのためには介護福祉士養成施設における体系的教育が必要であるとの基本的な考え方を取りまとめた。

介護福祉士養成施設は、介護ニーズの高度化や地域連携等の施策に対応した質の高い介護福祉士を養成し社会に供給しているが、入学生の経済的負担を軽減する「介護福祉士等修学資金貸付制度」は、入学を志す者にとって大きな魅力であり、優秀な人材確保の要因ともなっている。

また、介護福祉士の養成に係る「離職者訓練制度」で学ぶ者は、社会人経験者で学習意欲も極めて高く、訓練を受講した者の多くが介護福祉士として就労し、その職業能力は高い評価を得ており、介護福祉士養成施設における教育として定着している。

よって国においては、介護福祉人材の安定確保と資質の向上のため、下記の事項に早急に取り組むよう強く要望する。

### 記

- 1 介護サービス従事者の賃金水準の向上及び労働環境の改善を図ること。
- 2 介護福祉士等修学資金貸付制度を継続実施し、「就業区域限定」及び「介護業務の従事期間5年」の貸付金返還免除の条件を緩和すること。
- 3 介護福祉士養成に係る離職者訓練制度(委託訓練)の継続・恒久化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。